2 提案基準及び一括同意基準

判断基準第5に規定する提案基準及び一括同意基準を次に定める。ただし、提案基準2から提案基準10までの一括同意基準については、敷地前面の道(通路)が袋路状である場合を除き、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条による開発行為の許可を受けたものであって、同許可の手続き上、提案基準3から提案基準10までの各基準における通路の整備等について、その実施の見込みがあるものは、一括同意基準3から一括同意基準10までの各基準の第1第1号に適合しているとみなす。

なお、各提案基準の適用の範囲に規定する「幅員が構成されている」の意義は以下のとおりとする。

